

資料 1	令和 5 年 11 月 8 日
	第 3 回仙台市自殺対策連絡協議会

## 第 2 期仙台市自殺対策計画 中間案素案

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
第2章 第1期計画の振り返り	
1 第1期計画の概要	2
（1）基本理念	2
（2）基本認識	2
（3）基本方針	2
（4）計画目標	3
（5）主な取組み	3
2 第1期計画期間中の自死等の傾向	6
（1）自殺者数と自殺死亡率の推移	6
（2）4つの重点対象に関する自死等の傾向について	6
（3）計画期間中の自死等の傾向のまとめ	8
（4）計画期間中の自死等に影響したと考えられる社会経済状況について	8
3 第2期計画の策定に向けて	11
（1）基本理念、基本認識について	11
（2）計画目標について	11
（3）基本方針について	11
第3章 基本的な考え方	
1 計画の位置づけ	12
（1）法律上の位置づけ	12
（2）本市の各計画との関係	12
（3）持続可能な開発目標（SDGs Sustainable Development Goals）との関連について	12
2 基本理念	13
3 基本認識	13
4 計画期間	14
5 基本方針	15
（1）自死の予防を実現するために必要な状態	15
（2）4つの重点対象	17
6 計画目標	17
（1）自殺死亡率	17
（2）自死の予防を実現するために必要な10の状態の達成度	17

<b>第4章 自殺対策を推進するための具体的な取組み</b>	
1 自死の予防を実現するために必要な状態に関連する取組み	・・・ 18
(1) 社会全体レベルに関連する取組み	・・・ 19
(2) 身近なコミュニティや対人関係レベルに関連する取組み	・・・ 24
(3) 個人レベルに関連する取組み	・・・ 26
2 4つの重点対象に対する取組み	・・・ 28
(1) 重点対象1 若年者に対する取組み	・・・ 28
(2) 重点対象2 勤労者に対する取組み	・・・ 28
(3) 重点対象3 自殺未遂者等ハイリスク者に対する取組み	・・・ 29
(4) 重点対象4 被災者に対する取組み	・・・ 29
<b>第5章 対策を推進する体制</b>	
1 自殺対策の評価・検証	・・・ 30
(1) 担当部署による定性的自己評価	・・・ 30
(2) 市民意識調査による評価	・・・ 31
2 推進体制	・・・ 31
<b>資料編（以下、調整中）</b>	
計画期間中の自死等の傾向（詳細）	・・・
自殺対策を推進するための取組み一覧	・・・
本計画の策定経過	・・・
市民意見募集の概要	・・・
仙台市自殺対策連絡協議会委員名簿	・・・
仙台市自殺対策連絡協議会設置要綱	・・・
仙台市自殺総合対策庁内連絡会議設置要綱	・・・

## 第1章 計画の策定にあたって

- ・我が国における年間の自殺者数は、平成10（1998）年に初めて3万人を超え、その後も高止まりの状況が続いていた。
- ・国はこれを社会的問題として捉え、平成18（2006）年に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）を制定するとともに、翌年の平成19（2007）年には自殺総合対策大綱（以下、「大綱」という。）を策定し、自殺予防対策の推進に努めてきた。
- ・この結果、平成22（2010）年以降、自殺者数は減少し、年間3万人を割り込むようになったが、20歳未満の自殺死亡率<sup>1</sup>が平成10（1998）年以降概ね横ばい傾向で推移していることに加え、20代、30代における死因の第1位が自死<sup>2</sup>であること、我が国の自殺死亡率が他の先進諸国と比較して高い水準にあるなど、非常事態が続いている状況にあった。
- ・この現状を踏まえ、平成28（2016）年に基本法が改正され、すべての地方自治体に自殺対策計画の策定が義務づけられた。平成29（2017）年には大綱が見直され、国の目標として自殺死亡率を令和8（2026）年までに平成27（2015）年比で30%以上低下させることとされた。
- ・大綱を踏まえると、自殺対策を検討するにあたっては、自死の原因を個人的問題として捉えるのではなく、自死に追い込む様々な要因の解消・解決を図るという視点に立つことが重要であり、その上で、現に追い込まれている人々がそれ以上追い込まれることのないよう、関係機関との連携の下、安心できる生活を取り戻すための取組みを進める必要があると考えられる。
- ・本市においては、こうした背景を踏まえ、自死の現状分析や課題整理を行い、平成31（2019）年3月に仙台市自殺対策計画（以下、「第1期計画」という。）を策定し、自殺死亡率を平成27（2015）年比で、22%以上低下させることを目標として総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図ってきた。
- ・この間、全国の自殺者数は減少傾向にあったが、令和2（2020）年に11年ぶりに増加に転じ、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が指摘されている。
- ・令和4（2022）年10月には、改めて大綱が見直され、子ども・若者の自殺対策の更なる推進・強化や、女性に対する支援の強化などが盛り込まれた。大綱では、非常事態がまだまだ続いており、決して楽観できる状況にはないとして、見直し前の大綱に引き続き、令和8（2026）年までに、自殺死亡率を平成27（2015）年比で30%以上低下させる数値目標が設定された。
- ・令和5（2023）年度は、第1期計画の最終年度にあたることから、大綱の内容を踏まえて、第2期仙台市自殺対策計画（以下、「第2期計画」という）を策定することとする。

<sup>1</sup> 人口10万人あたりの自殺者数。

<sup>2</sup> 本市では、自死遺族への配慮として、法律名や法律等の中で用いられる用語、統計用語等を除き、「自殺」に代えて「自死」の言葉を使用する。

## 第2章 第1期計画の振り返り

### 1 第1期計画の概要

#### (1) 基本理念

- ・本市の目指すべき姿として、『一人ひとりが、互いに多様性を認め合い、かけがえのない個人として尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり～誰も自死に追い込まれることのない仙台の実現～』を基本理念とした。

#### (2) 基本認識

- ・大綱の内容を踏まえ、次のとおりとした。
  - ①自死は、個人の問題ではなく、社会全体の問題である
  - ②自死の背景にある問題は、誰にでも起こり得る
  - ③多様性や違いを認め、理解し合うことが重要である
  - ④自殺対策の中心は「生きることの包括的な支援」である
  - ⑤自死に至るプロセスや各段階に応じた対策が重要である
  - ⑥本市の自死の特徴を踏まえた取組みが重要である

#### (3) 基本方針

- ・以下の通り4つの取組みの方向性と、特に対策が必要な4つの重点対象を定める。
- ・自死を社会全体の問題として捉え、必要な支援を提供するための環境整備や、自死に追い込む様々な要因の解消に向けて、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。

##### ① 4つの取組みの方向性

- 【方向性1】一人ひとりの気づきと見守りの推進
- 【方向性2】人材の確保と育成
- 【方向性3】対象に応じた支援
- 【方向性4】自殺対策に関するネットワークの構築

##### ② 4つの重点対象

- 【重点対象1】若年者<sup>3</sup>
- 【重点対象2】勤労者
- 【重点対象3】自殺未遂者等ハイリスク者
- 【重点対象4】被災者

---

<sup>3</sup> 厚生労働省の自殺対策白書や地域における自殺の基礎資料において、概ね39歳以下の者が、若年層とされていることを踏まえ、本計画では39歳以下の者を若年者とする。

#### (4) 計画目標

- ・計画の最終年である令和5（2023）年の自殺死亡率を平成27（2015）年比で、22%以上低下させる（平成27年：17.6→令和5年：13.7以下）。

#### (5) 主な取組み

##### ① 4つの取組みの方向性

- ・4つの方向性に沿って、合計214の取組みを行った。

##### 【方向性1】一人ひとりの気づきと見守りの推進

自死は一部の人の個人の問題ではなく、その背景にある問題は、誰にでも起こり得る身近なものであるという適切な理解を促すとともに、多様性を認め合い、偏見、虐待、差別等の解消を図るための啓発を推進する。

##### 【方向性2】人材の確保と育成

自死に至るプロセスや各段階に応じ、働きかけを行い、課題解決を図ることができる関係機関職員を育成する。

身近な人の危機的状況において必要な援助をしたり、相談機関等の利用を促したりするなど、広く市民が適切な対応を行えるよう、自死に関する理解や対応方法の普及を図る。

##### 【方向性3】対象に応じた支援

重点対象をはじめとした市民の年代、職業、生活環境、ライフステージ等に応じたきめ細かな相談支援を行うとともに、事前対応、危機対応、事後対応の段階に応じた効果的な相談支援を推進する。

##### 【方向性4】自殺対策に関するネットワークの構築

自死に関連する様々な要因に対処できるよう、多様な分野の施策や関係機関の連携体制を強化する。

事態が深刻化する前の早期対応や課題解決を推進するため、地域住民や民間団体等との官民協働のネットワーク形成を図る。

- ・令和2年、令和3年の自殺者数が増加したことを踏まえ、それぞれの方向性に記載した取組みの一部を拡充したほか、新規取組みとして以下の取組みを追加した。

##### 【方向性1】一人ひとりの気づきと見守りの推進

- 高齢男性に向けた自死に関連する相談窓口の広報
- 若年女性に向けた自死に関連する相談窓口の広報

##### 【方向性2】人材の確保と育成

- 高齢者に対応する支援機関職員向け支援ガイドブックの作成
- 若年者に対応する支援機関職員向け支援ガイドブックの作成
- SNSを活用したゲートキーパー研修

【方向性3】対象に応じた支援

- 困難を抱える女性への支援事業
- 特定妊婦と疑われる者に対する産科受診等支援事業
- 若者自立・就労支援事業

【方向性4】自殺対策に関するネットワークの構築

- 子ども・若者支援地域協議会

②4つの重点対象

- ・特に対策が必要な4つの重点対象に対し、4つの方向性ごとに取り組みを行った。

【重点対象1】若年者

(方向性1)

若年者が抱えやすい勤務問題、学校問題、健康問題などの悩みを生じさせないための多様な普及啓発を行うとともに、自死に関する適切な理解の促進を図る。

(方向性2)

若年者は自発的には相談や支援につながりにくい傾向があるため、危機的状況に追い込まれた際に表れるサインやシグナルを見逃さず、適切に対処ができる支援者を配置・育成する。

(方向性3)

若年者はライフステージによって、学校や会社など、取り巻く環境が変化し、それに伴い困りごとや悩みも変化することから、それらに応じた相談支援体制を整備し、切れ目のない支援を提供する。

(方向性4)

若年者のライフステージの変化等に伴う様々な困りごとや悩みに対応できるよう、地域、関係機関・団体、行政が協働し、支え合いを促進する環境づくりや関係機関・団体の連携強化に取り組む。

【重点対象2】勤労者

(方向性1)

労働環境や労働条件などの勤務問題、生活困窮や多重債務などの経済・生活問題等の相談窓口などの周知を図る。また、ワーク・ライフ・バランス等を含めた労働環境の改善を図るための啓発を推進する。

(方向性2)

勤労者が勤務問題や経済・生活問題等に関する困りごとや悩みを抱え、危機的状況に追い込まれた際に表れるサインやシグナルを見逃さず、適切に対処できるよう、関係機関の相談窓口職員の能力向上を図る。

(方向性3)

勤務問題や経済・生活問題等に起因する様々な困りごとや悩みについて、外部相談支援機関と連携しつつ相談窓口を設置し、利用促進を図る。

(方向性4)

労働関係機関・団体のネットワークを形成し、メンタルヘルスを含めた心身機能の維持・向上などの健康づくりや働きやすい環境づくりを促進する。

### 【重点対象3】自殺未遂者等ハイリスク者

(方向性1)

自殺未遂者等ハイリスク者に関わる関係機関職員や家族など身近な人に対して、自殺未遂を含めた自死に関する適切な理解を促す啓発に取り組むとともに、相談窓口の周知に取り組む。

(方向性2)

自殺未遂者等ハイリスク者に関わる関係機関職員が、自殺未遂者等ハイリスク者との信頼関係を構築のうえ、適切なアセスメントを実施するとともに、多機関が協働で支援するための総合的な方針や計画が立案できるよう、その能力の向上を図る。

(方向性3)

自殺未遂者等ハイリスク者が自死に至る行動に及ぶことのないよう、総合的な支援方針や計画に基づき、多機関協働支援を行うための要となる機能を段階的に確立する。

(方向性4)

家族や身近な支援者を含めた多機関協働による支援を提供するため、保健、医療、教育、労働、司法、福祉等の関係機関による連携とネットワークの形成、支援システムの確立に取り組む。

### 【重点対象4】被災者

(方向性1)

心身の健康づくりや地域社会からの孤立防止のためのコミュニティづくりと連動し、災害によるストレス反応に関する適切な理解を促す啓発に取り組むとともに、相談窓口の周知に取り組む。

(方向性2)

被災者支援を担う様々な関係機関の職員が、自死のリスクにつながりやすい要因を踏まえた適切な支援のあり方や手法を学ぶ機会を設け、支援力の向上を図る。

(方向性3)

被災者の生活に伴走し、定期的な訪問（アウトリーチ）を含めた長期的かつ包括的な支援体制の充実に努める。

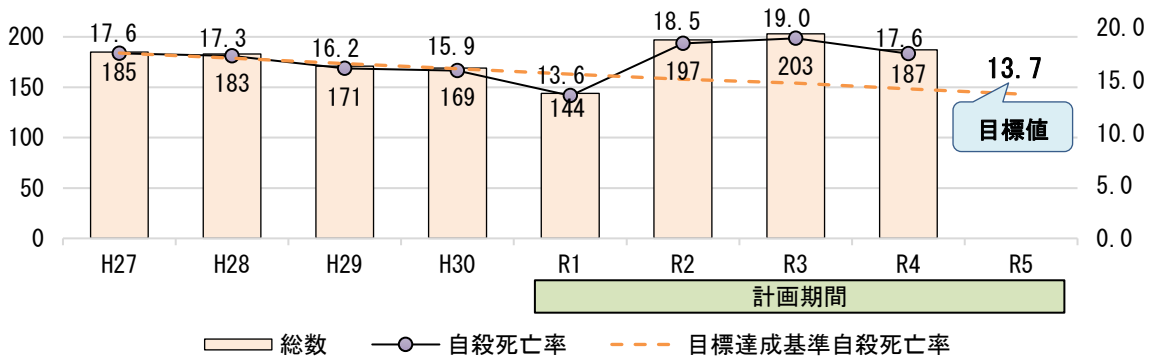
(方向性4)

被災者の地域社会からの孤立防止や安心した生活の確保のため、被災者支援に関わる関係機関・団体のネットワークを強化する。



## 2 第1期計画期間中の自死等の傾向

### (1) 自殺者数と自殺死亡率の推移



(出典：地域における自殺の基礎資料)

#### ・自殺者数

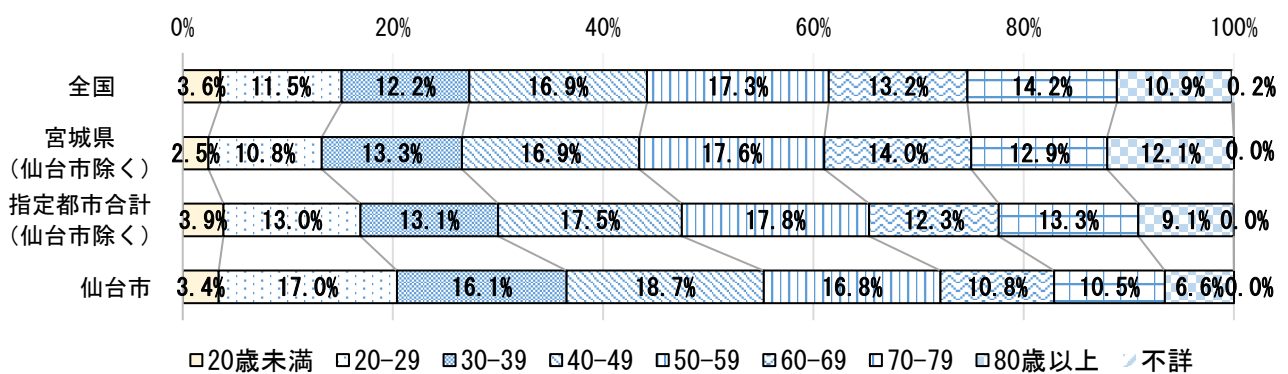
計画期間初年の令和元年は144名と前年比で大きく減少したが、令和2年は197名、令和3年は203名と急激に増加した。令和4年は微減して187名となった。

#### ・自殺死亡率

令和元年は13.6で前年と比較して大きく低下したが、令和2年は18.5、令和3年は19.0と大幅に増加に転じた。令和4年は17.6とやや改善したが、計画目標(13.7)には到達していない。

### (2) 4つの重点対象に関する自死等の傾向について

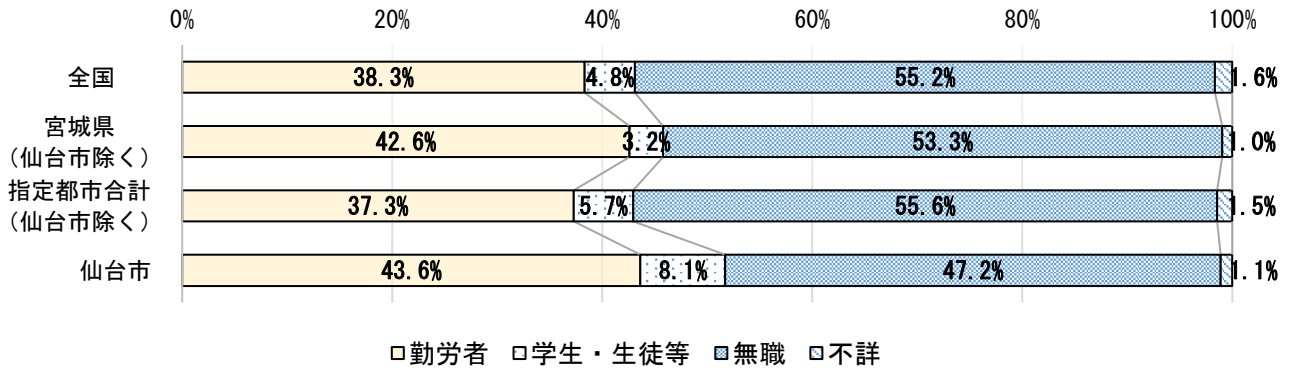
#### ①若年者の占める割合(令和元年～令和4年の合計値)



※注：小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%とならないことがある  
(出典：地域における自殺の基礎資料)

・若年者が自殺者数全体に占める割合は36.5%に達し、全国・宮城県・指定都市合計と比較して、最も大きくなっている。

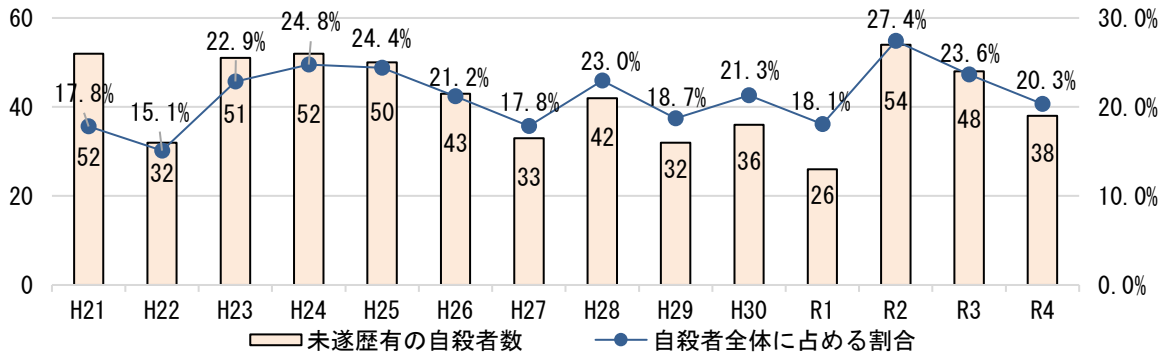
## ②勤労者の占める割合（令和元年～令和4年の合計値）



※注：小数点第2位を四捨五入しているため合計が100%とならないことがある  
（出典：地域における自殺の基礎資料）

- ・勤労者が自殺者数全体に占める割合は、全国・宮城県・指定都市合計と比較して、最も大きくなっている。

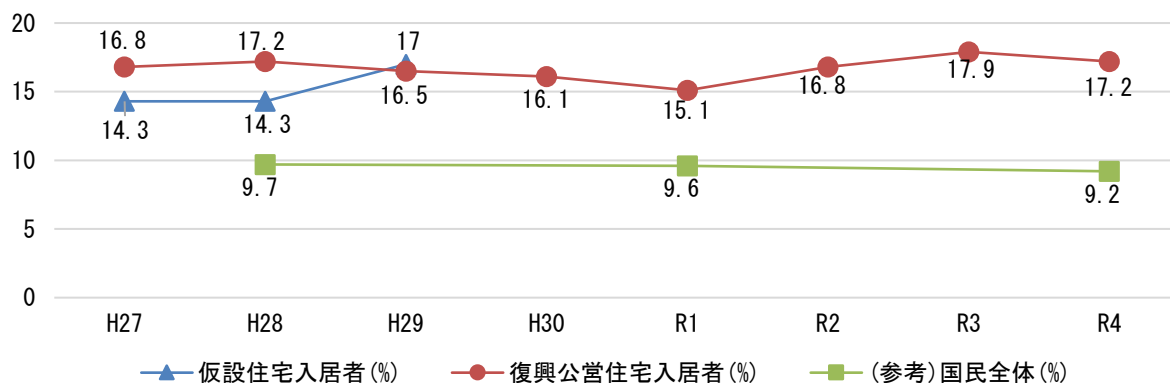
## ③自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある人数と割合の推移



（出典：地域における自殺の基礎資料）

- ・計画初年の令和元年は、平成21年以降で最小となる26人、占める割合でも18.1%となったが、その後は急激に増加し割合も20%を超えた状態となっている。

#### ④被災者のうち心理的苦痛の大きい方の割合



(出典：民間賃貸借上住宅等入居者健康調査・災害公営住宅入居者健康調査（宮城県・仙台市）

令和4年国民生活基礎調査（厚生労働省）

- ・本市内設置の仮設住宅（プレハブ仮設住宅、借上げ公営住宅等、民間賃貸借上住宅）及び復興公営住宅における心理的苦痛が大きい方<sup>4</sup>の割合は、一貫して、国民全体の平均を大きく上回る状態が続いている。

#### （3）計画期間中の自死等の傾向のまとめ

- ・計画期間中の自死等の傾向については、以下のとおりまとめられる。
  - 若年者と勤労者について、自殺者数全体に占める割合が、他都市等（全国、宮城県（本市を除く）、指定都市合計（本市を除く））と比較して大きい傾向が続いている。  
このことから、「若年者」、「勤労者」への対応の必要性は依然高いと考えられる。
  - 自殺者数全体に占める自殺未遂歴のある方の割合は、20%前後で推移しており、一貫して高い傾向にある。  
このことから、「自殺未遂者等ハイリスク者」への対応の必要性は引き続き高いと考えられる。
  - 復興公営住宅入居者の中で心理的苦痛を抱えている方の割合が高止まりしており、低下する傾向にない。  
このことから、「被災者」への継続的な支援の必要性が高いと考えられる。

#### （4）計画期間中の自死等に影響したと考えられる社会経済状況について

- ・大綱では、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で自殺の要因となり得る様々な問題が悪化したことを指摘している<sup>5</sup>。とりわけ、社会全体のつながりが希薄化し、新型コロナウイルス感染症拡大により人との接

<sup>4</sup> 心の健康度を測定するK6尺度（6項目24点満点）の合計点が高いほど不安、抑うつなどの心理的苦痛が大きいとされている。合計点が10点以上で気分障害・不安障害に相当するとされている。

<sup>5</sup> 令和4年10月（厚生労働省）、自殺総合対策大綱

触機会が減り、それが長期化することで、人との関わり合いや雇用形態を始めとした様々な変化が生じたことが自死等の増加の要因と推測している。

- 雇用等については、生活娯楽関連サービスや運輸業、郵便業、卸売業の活動が低調になったことが指摘され<sup>6</sup>、本市でも、宿泊・飲食サービス業、卸売業、小売業、運輸業における影響が大きく、一定程度の影響が見られた<sup>7</sup>。
- また、社会とのつながりや人との関わり合いについては、本市でも様々な分野や領域での集合あるいは対面形式による各種取組みの中止や縮小といった対応が取られ、全国と同様に社会全体としてつながりの希薄化があったと考えられる。
- 新型コロナウイルス感染症拡大以降の本市の自死等の傾向では、若年女性の増加が目立ち、コロナ禍におけるメンタルヘルスの悪化や様々な生活上の支障が生じている様子が浮き彫りとなった（p. 10 コラム参照）。
- これらのことから、直接的な因果関係の特定は困難ではあるが、本市の自殺死亡率増加の背景に、新型コロナウイルス感染症拡大による何らかの影響があったものと考えられる。

---

<sup>6</sup> 令和2年7月（経済産業省）、新型コロナウイルスの影響を最も受けた生活娯楽関連サービスとは

<sup>7</sup> 令和3年6月（仙台市経済局）新型コロナウイルス感染症にかかる市内事業所への影響調査

コラム

本市の女性自殺者数の年代別推移や、新型コロナウイルス感染症による影響

調整中

### 3 第2期計画の策定に向けて

#### (1) 基本理念、基本認識について

- ・基本法や大綱における考え方などに大きな変更はなく、また本市の自死等の状況を踏まえても、第1期計画の基本理念や基本認識のもと取組みを継続・拡充する必要があるものと考えられる。

#### (2) 基本方針について

##### ① 4つの取組みの方向性

- ・第1期計画では、基本方針として、4つの取組みの方向性を定め、自殺対策を推進してきた。自死の予防をさらに推進するためには、こうした4つの方向性に基づく取組みによって、自死の予防が実現される状態をどのように作り出すのかをより明確に示すことが必要である。
- ・自死の予防が実現される状態は、日々の暮らしの様々な場面に関係するが、大綱の内容を踏まえると、社会全体で自殺リスクを低下させることや段階に応じた相談支援体制の整備といった「社会全体レベル」、身近な知人や周囲の人、家族や所属集団での見守りや支え合いが進展するといった「身近なコミュニティや対人関係レベル」、国民一人一人に対しての自死に関する適切な理解促進や困りごとを抱えた際の対処方法の普及啓発などの「個人レベル」という3つのレベルで整理することが可能であると考えられる。

##### ② 4つの重点対象

- ・4つの重点対象の自死等の傾向に大きな変化はなく、本市の一貫した特徴として捉えられることから、引き続き特に対策が必要な対象として認識する必要があると考えられる。

#### (3) 計画目標について

- ・大綱の目標に呼応し、基本理念の実現や計画目標の達成に向けて、214の取組みや令和2年及び令和3年の自殺死亡率増加を踏まえた対策を行った。
- ・令和元年の自殺死亡率は前年より低下したことから、基本方針に沿った取組みについては一定の効果はあったと考えられる。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大がもたらした影響なども一定推定され、自殺死亡率は令和2年、3年と増加した。令和4年は微減したが、計画目標の達成は難しい状況にある。
- ・こうしたことから、第2期計画においては、第1期計画に掲げた目標の早期達成を図るとともに、さらなる改善を目指すことが求められると考えられる。

## 第3章 基本的な考え方

### 1 計画の位置づけ

#### (1) 法律上の位置づけ

- ・第2期計画は、基本法第13条第2項に基づく、市町村自殺対策計画とする。

#### (2) 本市の各計画との関係

- ・第2期計画は、仙台市基本計画を上位計画とし、市の関連する分野別の諸計画との整合性が図られた計画とする。

#### (3) 持続可能な開発目標（SDGs Sustainable Development Goals）との関連について

- ・SDGs Sustainable Development Goals とは平成27（2015）年の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの持続可能な開発目標である。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール、169のターゲットを定めている。
- ・大綱における基本理念は、「誰も自死に追い込まれることのない社会の実現」であり、この考え方は、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGsの理念と合致するものである。
- ・したがって、第2期計画に基づく自殺対策を推進することは、SDGsに掲げられたゴールの達成に向けた施策としての意義も持ち合わせるものである。



## 2 基本理念

- ・第2期計画を推進することにより本市の目指すべき姿として、第1期計画に引き続き基本理念を次のとおりとする。

一人ひとりが、互いに多様性を認め合い、かけがえのない個人として尊重され、安心して暮らすことができるまちづくり  
～誰も自死に追い込まれることのない仙台の実現～

## 3 基本認識

- ・第2期計画の基本認識は、第1期計画を引き継ぎ次のとおりとする。

### ○自死は、個人の問題ではなく、社会全体の問題である

- ・自死の要因は、育児、介護、長時間労働等による過労、児童、高齢者、障害者に対する虐待、がん等の進行性疾患や精神疾患等の慢性疾患、失業、倒産、多重債務等に伴う生活苦や生活困窮、いじめ、ハラスメント、性暴力被害等による精神的苦痛、様々な人間関係の不和、日常生活や社会生活における孤独、社会からの孤立、自死遺族、障害者、ひきこもり、性的マイノリティ等に対する偏見・差別や無理解、東日本大震災の影響による心身の不調等多岐に渡っている。
- ・こうした要因については、制度や慣行の見直しのほか、相談支援体制の整備や関連施策に取り組むことでその解消が促され、社会全体の自殺リスクを低下させることができるという認識を持つことが必要である。

### ○自死の背景にある問題は、誰にでも起こり得る

- ・自死は、一部の人の問題ではなく、様々な身近な要因によって追い込まれた末に起きるものであり、誰もが当事者になり得る問題であるということを、共通認識として全体に広めるよう取り組むことが大切である。

### ○多様性や違いを認め、理解し合うことが重要である

- ・自分と異なる者に対する偏見や差別、無理解は自死を身近な問題として捉えにくくすることにつながる。
- ・そして、そのことが社会の中での気づきを妨げ、援助を求めることを難しくさせ、自死に追い込むことにつながる。
- ・それぞれの個人の多様性を理解し、認め合い、どの命もかけがえのないものとして、ともに生きる姿勢を、市民全体に広める取組みが求められる。

### ○自殺対策の中心は「生きることの包括的な支援」である

- ・自死は、「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」が「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を上回った場合にそのリスクが高くなるとされている。



- ・そのため、自死の危機に陥りつつある方が危機的な状況を回避し、安心して生活できる環境づくりに向けて、「生きることの阻害要因」となり得る様々な要因を減らす取組みを行い、「生きることの促進要因」を増やす取組みを行う視点が求められる。
- ・自殺対策は「生きることの支援」であるという考えに立って、精神保健医療福祉分野だけでなく、社会・経済的な支援を含む多分野の関連施策や支援機関の協働による包括的な取組みを進めることが重要である。

#### ○自死に至るプロセスや各段階に応じた対策が重要である

- ・自死は、様々な要因を発端として、命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要がある。
- ・様々な悩みにより、心理的な負担が強まり、適切な援助を得られない状態が続くと、自死に追い込まれる危険性が高まることが知られている。
- ・そのため、自殺対策を進めるにあたっては、危機的な状況に追い込まれるプロセスに応じて、第一に、様々な要因の解消に向けた啓発、相談支援体制の整備や周知などの事前対応、第二に、現に起こりつつある自死の危険への対処にあたっての関係機関の連携による危機対応、第三に、自死が生じてしまった場合の遺族等への支援といった事後対応の、3つの段階に応じた対策を有機的に連携させ、総合的に推進する必要がある。

#### ○本市の自死の特徴を踏まえた取組みが重要である

- ・本市においては、若年者と勤労者の自殺者数全体に占める割合が全国と比べて大きく、加えて東日本大震災により被災された方の心理的苦痛の長期化という課題も見られる。
- ・また、全国的な傾向でもあるが、自殺未遂歴のある自殺者数の割合が高いといった課題もある。
- ・こうした対象への対策を推進するために、対象者の年代や職業、生活環境、ライフステージ、地域社会の状況等に応じた積極的な取組みが求められる。

## 4 計画期間

- ・大綱は、概ね5年を目途に見直しを行うこととされている。その内容を踏まえて本計画についても見直しを行うことが望ましいと考えられることから、計画期間を、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とする。
- ・なお、国や宮城県の動向、社会情勢の変化などを考慮して、必要に応じて本計画の見直しを検討することとする。

## 5 基本方針

- ・自殺対策を進めるにあたっては、自死を社会全体の問題として捉え、必要な支援を提供できるよう環境整備を進めることや、自死に追い込む様々な要因の解消に向け、関係する主体が連携し、包括的な取組みを進めることが必要となる。
- ・また、本市の自死の特徴などを的確にとらえ、重点対象を定めて、積極的に取組みを進めていくことも重要である。
- ・第2期計画では、以下に掲げるとおり、自死の予防を実現するために必要な状態と特に対策が必要な重点対象を定め、関係機関等とも密に連携を図りながら、総合的かつ効果的な取組みを進めていく。

### (1) 自死の予防を実現するために必要な状態

- ・自死の予防が実現される状態は、社会全体で自殺リスクを低下させることや段階に応じた相談支援体制の整備といった「社会全体レベル」、身近な知人や周囲の人、家族や所属集団での見守りや支え合いが進展するといった「身近なコミュニティや対人関係レベル」、国民一人一人に対しての自死に関する適切な理解促進や困りごとを抱えた際の対処方法の普及啓発などの「個人レベル」という3つのレベルから整理する。
- ・社会全体レベルでは、次の4つの状態が達成されることを目指す必要があると考える。
  - 自死の要因となり得る多様な問題に対応できる相談窓口や支援の体制が十分に整っていること
  - 自死の要因となり得る多様な問題に対応する支援職員の能力が十分に高い状態が維持されていること
  - 自死の要因となり得る多様な問題に包括的・具体的に対応できる多機関ネットワークが構築され機能していること
  - 自死の要因となり得る悩みや困りごとが生じない環境が整っていること
- ・身近なコミュニティや対人関係レベルでは、次の3つの状態が達成されることを目指す必要があると考える。
  - 身近なコミュニティにおいて、自死の要因となり得る多様な問題に対する適切な理解が十分浸透すること
  - 様々な悩みや困りごとを抱えた人への適切なサポートや対応を学び、身近なコミュニティにおける危機対処能力が向上すること
  - 身近なコミュニティのメンバー同士の支え合いや同じ悩みを抱えた者の交流や分かち合いが促進されること
- ・個人レベルでは、次の3つの状態が達成されることを目指す必要があると考える。

- 人を自死に追い込む差別等の社会的な問題や自分自身のセルフケア、健康維持（精神的、身体的）に関する適切な知識の習得や理解が促されること
- 様々な悩みや困りごとに対応できる相談窓口に関する情報が届き、実際の活用が促されること
- 人を自死に追い込む社会的な問題に対する対応方法の習得や実際の対処が促されること
- ・以上をあわせて、自死の予防を実現するために必要な10の状態とし、状態達成に向け、取組みを推進する。
- ・大綱における自殺対策の基本方針と、自死の予防を実現するために必要な10の状態の関係性については、図1のとおり。

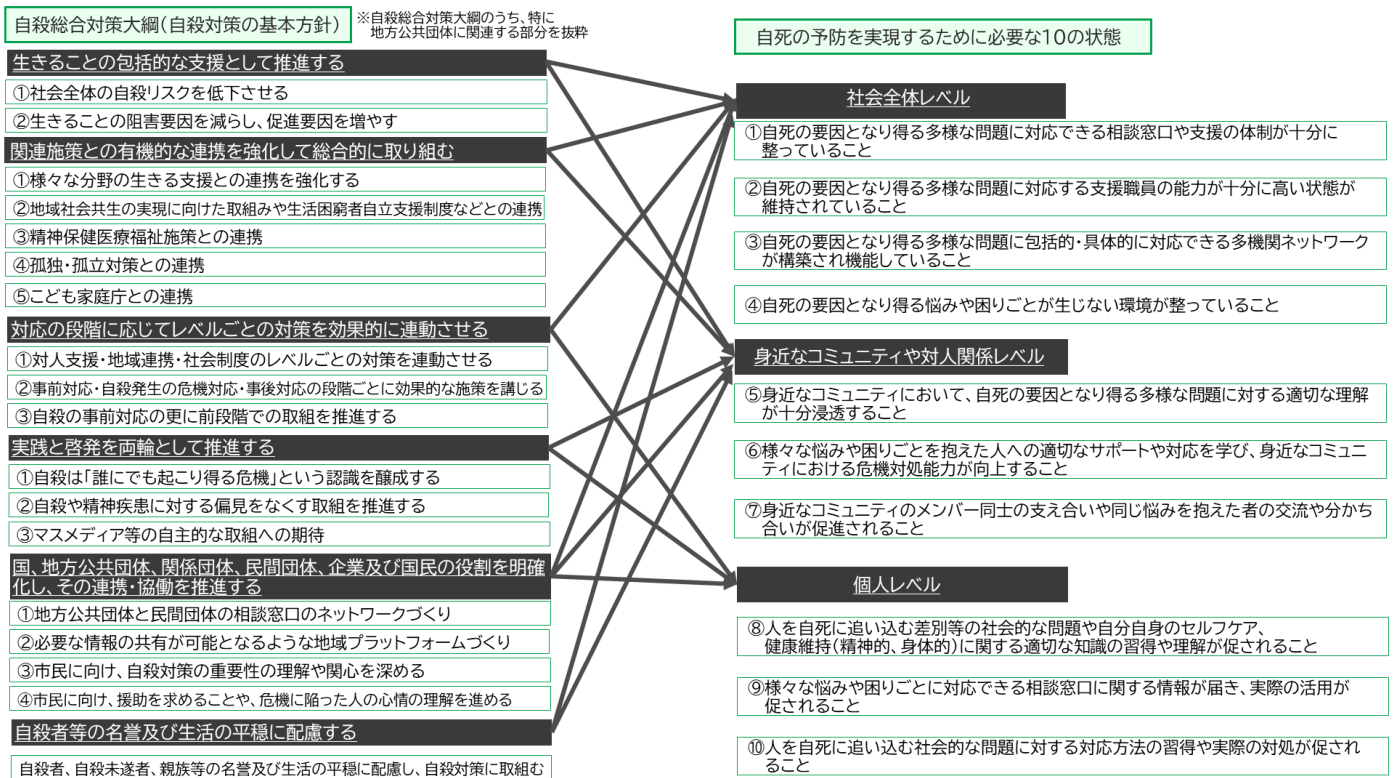


図1 大綱における基本方針と、自死の予防を実現するために必要な状態との関係性

## (2) 4つの重点対象

- ・特に対策が必要な対象として、第1期計画に引き続き、以下の4つと定め、それぞれの特徴に応じた対策を推進する。

重点対象1 若年者

重点対象2 勤労者

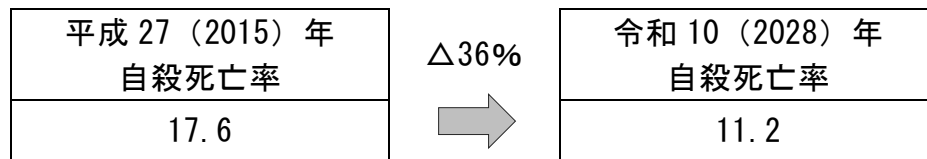
重点対象3 自殺未遂者等ハイリスク者

重点対象4 被災者

## 6 計画目標

### (1) 自殺死亡率

- ・大綱の目標は令和8(2026)年までに平成27(2015)年比で30%以上低下(平均年3%以上低下)させることとしている。これに呼応し、自殺死亡率を計画の最終年である令和10(2028)年までに、平成27(2015)年比で36%以上低下させることを目標とする。



### (2) 自死の予防を実現するために必要な10の状態の達成度

- ・自死の予防を実現するために必要な10の状態がどの程度進捗したかについて、計画期間中に市民意識調査等を実施して、測定し評価する。
- ・市民意識調査は、計画4年目となる令和9(2027)年に実施する。
- ・また、ベースライン測定として、第2期計画の初年度となる令和6年度当初に、ベースライン調査を行う。
- ・ベースラインを基に、必要な状態を達成するための目標値を設定する。
- ・評価は、ベースライン調査の結果と市民意識調査の結果を比較し、目標の達成度を踏まえて、行う。

## 第4章 自殺対策を推進するための具体的な取組み

- ・ 自死の予防を実現するために必要な状態と具体的な取組みの例と、目指す状況（基本理念や計画目標）の関係性について、第2期計画の対策の全体像として図2のとおり整理し、次項以下において、関連する具体的な取組みを掲載する。



図3 第2期計画の対策の全体像

## 1 自死の予防を実現するために必要な状態に関連する取組み

### (1) 社会全体レベルに関連する取組み

①自死の要因となり得る多様な問題に対応できる相談窓口や支援の体制が十分に整っていること

- ・取組みが対応する悩みや困りごとで分類して掲載している。複数の困りごとに係る事業は、重複して記載している。

#### <健康に関する悩みや困りごと>

事業名・取組名	事業概要	局区	重点※
成年後見制度の利用支援	掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、最終的には全て掲載します。	健康福祉局 各区	
障害者差別解消相談の実施		健康福祉局 各区	

・  
・  
・

#### <家庭に関する悩みや困りごと>

事業名・取組名	事業概要	局区	重点※
子供家庭総合相談の実施	掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、最終的には全て掲載します。	こども若者局 各区	若年
子どものこころのケア事業の実施		こども若者局 各区	若年

・  
・  
・

#### ※重点欄の記載について

若年：若年者、勤労：勤労者、ハイリスク：自殺未遂者等ハイリスク者、被災：被災者  
<学校生活に関する悩みや困りごと>

事業名・ 取組名	事業概要	局区	重点※
スクールカウンセ ラーの配置	<p>掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、 最終的には全て掲載します。</p>	教育局	若年
「さわやか相談 員」の配置		教育局	若年
青少年のための居 場所支援の実施		こども若者 局	若年

<仕事に関する悩みや困りごと>

事業名・ 取組名	事業概要	局区	重点※
児童、高齢者、障 害者に対する虐待 相談の実施	<p>掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、 最終的には全て掲載します。</p>	健康福祉局 こども若者 局 各区	若年
労働相談の実施		市民局	若年

•  
•  
•

<経済面に関する悩みや困りごと>

事業名・ 取組名	事業概要	局区	重点※
学習・生活サポート事業、中途退学未然防止等事業の実施	掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、最終的には全て掲載します。	健康福祉局 こども若者局	
生活保護の実施		健康福祉局 各区	
成年後見制度の利用支援		健康福祉局 各区	

・  
・  
・

<犯罪被害や交際、ひきこもりに関する悩みや困りごと>

事業名・ 取組名	事業概要	局区	重点※
児童、高齢者、障害者に対する虐待相談の実施	掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、最終的には全て掲載します。	健康福祉局 こども若者局 各区	
婦人保護の実施		こども若者局 各区	
女性への暴力に関する電話相談の実施		市民局	

・  
・  
・



②自死の要因となり得る多様な問題に対する支援職員の能力が十分に高い状態が維持されていること

事業名・取組名	事業概要	局区	重点※
高齢者虐待防止に関する啓発	掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、最終的には全て掲載します。	健康福祉局	
相談対応業務従事職員への専門的助言の提供		健康福祉局 各区	
性暴力被害支援者専門研修の実施		市民局	

・  
・  
・

③自死の要因となり得る多様な問題に包括的・具体的に対応できる多機関ネットワークが構築され機能していること

事業名・取組名	事業概要	局区	重点※
企業向けの健康づくり推進の取組み	掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、最終的には全て掲載します。	健康福祉局	勤労
宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知		健康福祉局	勤労
がん予防に関する普及啓発活動の実施		健康福祉局	

・  
・  
・

④自死の要因となり得る悩みや困りごとが生じない環境が整っていること

事業名・ 取組名	事業概要	局区	重点※
中小企業の表彰制度の実施	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     掲載内容は確認中です。                      また、取組みは例示であり、                      最終的には全て掲載します。                 </div>	経済局	勤労
いじめ対策専任教諭・児童支援教諭の配置		教育局	若年
禁煙対策の実施		健康福祉局 各区	

•  
•  
•

(2) 身近なコミュニティや対人関係レベルに関連する取組み

①身近なコミュニティにおいて、自死の要因となり得る多様な問題に対する適切な理解が十分浸透すること

事業名・取組名	事業概要	局区	重点※
自殺予防週間や自殺対策強化月間における普及啓発活動の実施	掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、最終的には全て掲載します。	健康福祉局 各区	
精神障害者家族教室（精神障害・精神疾患に関する理解促進）の実施		健康福祉局 各区	
認知症に関する理解促進活動の実施		健康福祉局 各区	

・  
・  
・

②様々な悩みや困りごとを抱えた人への適切なサポートや対応を学び、身近なコミュニティにおける危機対処能力が向上すること

事業名・取組名	事業概要	局区	重点※
高齢者の心の健康に関する啓発活動の実施	掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、最終的には全て掲載します。	健康福祉局 各区	
大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発		健康福祉局	若年
発達障害者の家族教室・家族サロン（発達障害に関する理解促進）の実施		健康福祉局	

③身近なコミュニティのメンバー同士の支え合いや同じ悩みを抱えた者の交流  
や分かち合いが促進されること

事業名・ 取組名	事業概要	局区	重点※
障害者差別解消関 連事業の実施	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     掲載内容は確認中です。                      また、取組みは例示であり、                      最終的には全て掲載します。                 </div>	健康福祉局	
障害者就労促進事 業による障害者の 就労環境について の理解促進		健康福祉局	
地域支え合い活動 推進のための講演 会の実施		健康福祉局	

・  
・

(3) 個人レベルに関連する取組み

①人を自死に追い込む差別等の社会的な問題や自分自身のセルフケア、健康維持（精神的、身体的）に関する適切な知識の習得や理解が促されること

事業名・取組名	事業概要	局区	重点※
児童、高齢者、障害者に向けた虐待相談窓口の周知	掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、最終的には全て掲載します。	健康福祉局 こども若者局	
東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施		健康福祉局 各区	被災
人権に関する啓発活動の実施		市民局	

•

•

•

②様々な悩みや困りごとに対応できる相談窓口に関する情報が届き、実際の活用が促されること

事業名・取組名	事業概要	局区	重点※
心の健康に関する適切な理解の促進、相談窓口の周知	掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、最終的には全て掲載します。	健康福祉局 各区	
自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発		健康福祉局 市立病院	ハイリスク
子育てサポートブックを活用した啓発		こども若者局 各区	

•

•

•

③人を自死に追い込む社会的な問題に対する対応方法の習得や実際の対処が促されること

事業名・ 取組名	事業概要	局区	重点※
被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業（閉じこもり予防に関する啓発）の実施	<p style="text-align: center;">掲載内容は確認中です。 また、取組みは例示であり、 最終的には全て掲載します。</p>	健康福祉局 各区	被災
地区健康教育（健康問題・健康保持に関する理解促進）の実施		健康福祉局 各区	
喫煙や薬物乱用に関する啓発活動		健康福祉局 各区	若年

●  
●  
●

## 2 4つの重点対象に関する取組み

- ・特に対策が必要とした重点対象（若年者、勤労者、自殺未遂者等ハイリスク者、被災者）について、それぞれに向けた取組みをまとめ、掲載する。

### （1）重点対象1 若年者に対する取組み

事業名・取組名	事業概要	局区
喫煙や薬物乱用に関する啓発活動	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     掲載内容は確認中です。                      また、取組みは例示であり、                      最終的には全て掲載します。                 </div>	健康福祉局 各区
健全母性育成事業による啓発活動の実施		こども若者局 各区
大学生向けの自死に関する適切な理解の普及啓発		健康福祉局

・  
・  
・

### （2）重点対象2 勤労者に対する取組み

事業名・取組名	事業概要	局区
企業向けの健康づくり推進の取組み	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     掲載内容は確認中です。                      また、取組みは例示であり、                      最終的には全て掲載します。                 </div>	健康福祉局
宮城労働局等の外部相談支援機関の利用促進に向けた周知		健康福祉局
中小企業の表彰制度の実施		経済局

・  
・

(3) 重点対象3 自殺未遂者等ハイリスク者に対する取組み

事業名・ 取組名	事業概要	局区
自殺未遂者等ハイリスク者向けリーフレットによる啓発	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     掲載内容は確認中です。                      また、取組みは例示であり、                      最終的には全て掲載します。                 </div>	健康福祉局 市立病院
仙台市自殺対策推進センター（仙台市こころの絆センター）のリーフレット等による啓発		健康福祉局
自殺未遂者等ハイリスク者支援研修の実施		健康福祉局

●  
●  
●

(4) 重点対象4 被災者に対する取組み

事業名・ 取組名	事業概要	局区
東日本大震災に関する相談窓口等に係る啓発活動の実施	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; text-align: center;">                     掲載内容は確認中です。                      また、取組みは例示であり、                      最終的には全て掲載します。                 </div>	健康福祉局 各区
被災者向け介護予防・コミュニティ形成事業（閉じこもり予防に関する啓発）の実施		健康福祉局 各区
災害後メンタルヘルス研修の実施		健康福祉局 各区

●  
●  
●



## 第5章 対策を推進する体制

### 1 自殺対策の評価・検証

- ・大綱の基本認識に「地域レベルの実践的な取組を、PDCAサイクルを通じて推進する」と掲げられている通り、第1期計画においては、PDCAサイクルに基づき計画の進捗管理を行ってきた。
- ・第2期計画においても計画目標の達成に向けて、PDCAサイクルに基づき、以下の方法で評価・検証を行う。
- ・なお、PDCAサイクルのイメージは図3のとおり。

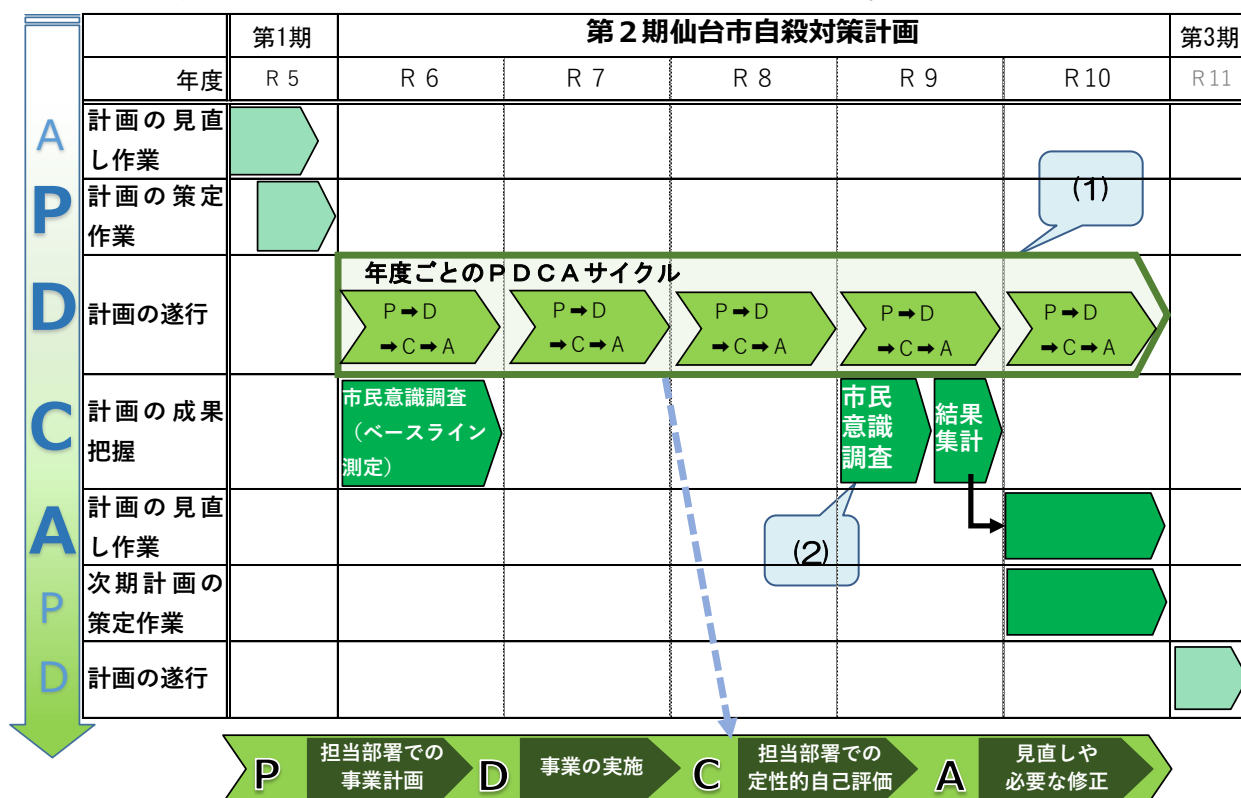


図3 PDCAサイクルのイメージ

#### (1) 担当部署による定性的自己評価

- ・第2期計画では、総合的かつ効果的に取組みを推進するため、庁内各課の多様な取組みを、自殺対策を推進するための具体的な取組みとして掲載している。
- ・個々の取組みの進捗状況や成果等について、毎年度、担当部署にて定性的な自己評価を行うことで、次年度の取組みのために必要な改善を図るとともに、計画全体の実施状況を確認する。

## (2) 市民意識調査による評価

- ・自死の予防を実現するために必要な10の状態それぞれの達成状況を測定するため、市民意識調査を計画期間中に1度、計画期間の4年目に行う。

## 2 推進体制

- ・庁内関係部局で構成する仙台市自殺総合対策庁内連絡会議において、自死の現状分析や、本計画に基づく自殺対策の進捗状況の把握、共有を図るとともに、取組み状況の評価を行う。
- ・その結果は、学識経験者、関係機関・団体、自死遺族等の外部委員により構成される仙台市自殺対策連絡協議会に報告し、本市の取組み状況や評価について意見・提案を求めながら、本計画の進捗状況の管理や見直しに生かす。
- ・なお、推進体制のイメージは、図4のとおり。

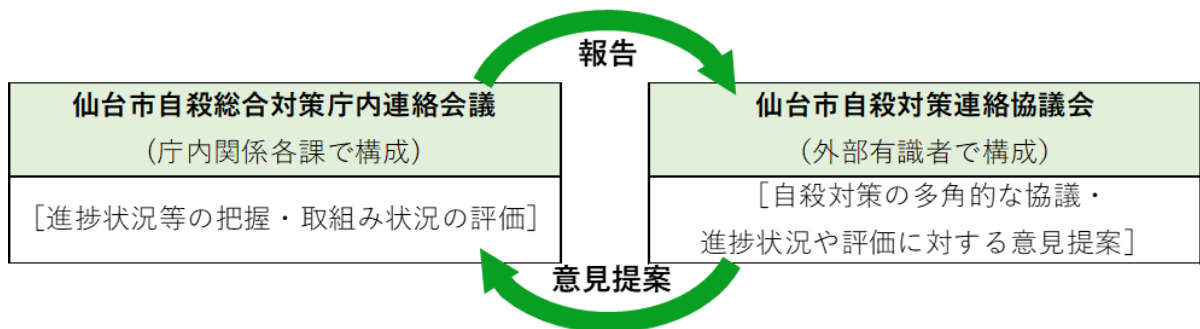


図4 推進体制のイメージ